



品川区



ふるさと納税制度による

(しながわ団体応援寄附)

杉野学園

へのご支援のお願い



東京都品川区には、ふるさと納税制度による品川区内の公益的活動団体を支援する「ふるさと納税制度（しながわ団体応援寄附）」があります。

応援したい団体として「杉野学園」を指定して品川区へ寄附していただくことで、この制度を通じて杉野学園をご支援いただくことができます。

ふるさと納税制度による品川区へのご寄附では、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されるため、寄附者の実質的な負担は 2,000 円となります（控除される金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります）。皆さまからの品川区への寄附金は、寄附受付期間（4~12 月）終了後の翌年に、寄附金の 7 割を上限として杉野学園へ補助金として交付されます。杉野学園では、奨学基金や教育研究に係る施設整備などの公益的活動に大切に活用させていただきます。

杉野学園は、これからも未来の日本のファッション産業の道を切り拓くチャレンジ精神をもって、芸術性・技術力と文化的教養に基づいた想像力を養い、専門職業人として社会で自立する能力のある人材を送り出すことを使命としてまいります。

全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

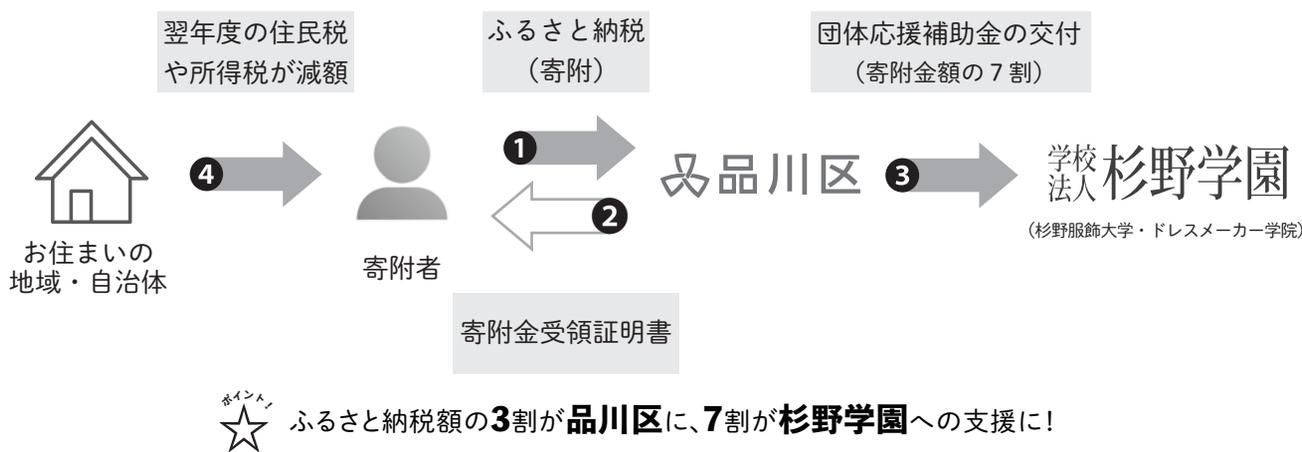
詳しくはコチラ 

総務省「ふるさと納税」ポータルサイト



品川区ふるさと納税制度「しながわ団体応援寄附」について

品川区ふるさと納税制度は、寄附を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄附先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄附者自身が寄附の使い道をお選びになり、区を取組を応援していただく制度です。個人の方が対象です。自治体に寄附をすることで所得税や住民税の控除を受けられます。しながわ団体応援寄附では、応援したい団体として「杉野学園」を指定して寄附をしていただくことで、この制度を通じて杉野学園をご支援いただくことができます。



寄附の申込方法

パソコンやスマートフォンからいつでも簡単に、インターネット経由でお申し込みができます。

①下記のリンク「品川ふるさと納税特設サイト」のページ内、「しながわ団体応援寄附」の「くわしくはこちら>」のボタンを押し、「しながわ団体応援寄附について」の「寄附お申し込みはこちら>」のボタンからお申し込みください。

品川区ふるさと納税特設サイト <https://furusato-shinagawa.jp>



②「団体を選択する」欄で「学校法人杉野学園」を選択してください。

注意事項

- ・品川区在住の方でもご寄附いただくことができます。
- ・確定申告が不要な給与所得者等の方は、一定の条件のもとであれば、確定申告をしなくても寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。
- ・本制度を利用した場合は品川区への寄附となるため、寄附金受領証明書は品川区から発行されます。杉野学園からの領収証の発行はありません。
- ・ご寄附に伴う品川区および杉野学園からの返礼品の贈呈はありません。
- ・杉野学園への直接の寄附ではないため、杉野学園でのご芳名の掲載はございません。
- ・寄附金の申込みに係る個人情報については、本学が定める「学校法人杉野学園個人情報の保護に関する規程」、品川区が定める「個人情報の保護に関する法律」および「品川区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき適正に管理し、寄附金に関する事務以外には使用しません。

ご参考

総務省「ふるさと納税」ポータルサイト



ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内
品川区ホームページ / 「あなた」と「しながわ」をつなぐふるさと納税

